

第五十五回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 九 号

(二四〇)

昭和四十二年五月二十四日(水曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 菊池 義郎君

理事 坂田 道太君

理事 八木 徹雄君

理事 長谷川正三君

理事 稲葉 修君

理事 河野 洋平君

理事 葉梨 信行君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 唐橋 東君

理事 小松 幹君

理事 三木 喜夫君

理事 有島 重武君

出席國務大臣

文 部 大 臣 劍木 亨弘君

出席政府委員

文 部 大 臣 官 房 長 岩間英太郎君

文 部 省 大 学 学 術 局 長 天 城 勲君

文 部 省 管 理 局 長 宮 地 茂君

委員外の出席者

専 門 員 田 中 彰君

五月二十三日

委員河野洋平君、竹下登君及び三ツ林弥太郎君

辞任につき、その補欠として赤城宗徳君、内海

英男君及び金子岩三君が議長の名で委員に選

任された。

同日

委員赤城宗徳君、内海英男君及び金子岩三君辞

任につき、その補欠として河野洋平君、竹下登

君及び三ツ林弥太郎君が議長の名で委員に選
任された。

五月二十日

公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準
に關する法律案(長谷川正三君外八名提出、衆
法第二号)

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及
び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に關
する法律案(唐橋東君外八名提出、衆法第三号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に關する件

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法
の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

○床次委員長 これより會議を開きます。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法
の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進め
ます。

質疑の通告がありますので、これを許します。
山崎始男君。

○山崎(始)委員 すでに同僚議員からこの問題に
ついてはだいぶ議論がされておると思いますが、
あるいは私のお尋ねすること重複する点がある
かも知れませんが、その点は前もってお許しを得
ておきます。それから、大臣は昔からこの道の専
門家なんですから、できるだけ大臣の御答弁を願
いたい。ただし、事務的の問題がありますれば、
それは局長その他でけっこうだと思ひます。

まず、国立学校設置法の一部改正は、今日のわ
が国の大学の自治を破壊するおそれがある合理化
と再編成を進める具体的なあらわれであるのじや

ないかというにおいが、多分にすると思うのでご
ざいます。まず最初にお尋ねしますが、文理学部
の改組と教養学部の問題なんです、第一点とい
たしまして、人文社会科学系と理工系に分割をし
ておるが、その充実計画は一体あるのかどうかと
いうことなんです。充実計画、その点をひとつお
尋ね申し上げます。

行なっていくというやり方を今日までやってきた
のが、われわれの考え方でございます。

○天城政府委員 御質問の趣旨は、文理学部の改
組の問題としてお答えしたいと思っております。

○天城政府委員 御指摘のとおり、大学におきま
す一般教養というものは、新制大学におきまして広
い教養と人間形成のためにきわめて重要な部門を
受け持っているものでございまして、その充実
のために、従来とも教養部の教育課程のあり方、
あるいは教職員の充実ないしは物的な条件の整備
ということが課題でございまして、私も努力し
てまいりましたけれども、先ほど申しました文理
学部のように、一つの学部で本来の専門教育をや
りながら他学部の全部の教養を引き受けるという
ような制度もございまして、運営上非常に問題が
ございました。そこで、組織といたしまして、大
学の意向と内容の整ったところから教養部という
ものを設置してまいったわけでございます。現在
すべてに教養部があるわけでございまして、約
三十三大学に教養部といたって一般教養を担当する部
ができてまいりました。それに伴ひまして、教官の
整備ですとかあるいは施設の整備、ないしはその
他財政上の整備をそれにあわせて進めている状況
でございます。御意見のように一般教養の内容が
専門の下請では毛頭ございせん、それは大学
教育においては専門と同じようなウエートを持っ
ている教育でございます。ただ、実際問題として、
大学の教官の配置とかカリキュラムの内容等から
いって、一般教養が専門と同じように扱われない

うらみが若干ございますけれども、最近はこの教養課程の問題について非常に大学側の関心が高まっております。私たちがそれに応じた処置をいま逐次進めておる次第でございます。

○山崎(始)委員 この学部の分割、新設の際に、不完全講座のままスタートをさせております。そのまま人間が固定化されていまいかどうかということですね。といいますことは、不完全講座は、申し上げるまでもございませんが、講座定数ですね。学部、学科、講座というシステムの中で、一講座あたり自然科学系で教授が一、助教授が一、助手が二、技術職員が一、事務または用務が一、そういう定員がついていっていることではないですか、実際は一、二のいずれかが欠けていたり、技術、事務職員を全く欠いたままです。講座増加が行なわれております。この点は大蔵省や文部省からの圧力だと昔聞かれておるのです。このことがこの教養学部へのしわ寄せとなったり、また、大学の基礎的な活動をおろそかにすることになっていっているように思いますが、この点は一体どうでしょう。

○天城政府委員 ただいま例に申し上げました文理学部の改組について申し上げます。従来、文理学部の中に、いまおっしゃったような講座単位に、ある部分では助手が欠けておたり、助教授が欠けておたりという不完全講座が事実ございました。この機会に、そういうものは定数的には全部充員して、新しい学部が発足をいたしております。それから、御指摘のような、講座によつては欠員の状態があるものがございますので、私たちは機会あるごとに、いわゆる欠員、不完全講座の充実という形でこれを直しております。しかし、なお新設の要望が非常に多いために、不完全講座が一べんに解決しないでは私たちが残念でございます。すけれども、方向としては逐年その穴埋めをいたしております。

それから、いまのお話で、専門のはりにたえば学科ができました場合には専門の講座が生まれますが、そのあたりが一般教養に来るんじゃないかという御指摘がしばしばございますが、私たちがこれにつきましては専門のほうの教官を充実すると同時に、新しいものができました場合には、必ず一般教養の教官もあわせて措置するという方式をとっております。ただ、従来からのいろいろな実態で、アンバランスがあったり穴があいているところがあることは事実でございます。その点で大学側から御不満の出るところかと思ひますが、考え方はそういう方向で、整備と充実の方向をねらっております。

○山崎(始)委員 学部の名称変更について少しお尋ねしたいと思ひますが、大阪学芸大学及び秋田大学の学芸部の名称変更ですね。教員養成の大学の広い教養、リベラルアーツ、学芸の上に立つて行なうという戦後の教員養成の基本原則といひますか、それを否定してむしろ教員養成専門の教育課程のみを持つ大学学部、そういうものに押し込めようというところから起こっているのじゃないかと思ひますが、文部省は、教育系の大学に對する一連の干渉あるいは統制をきかす中で、これを全国的に進めてこられたのではないかと思ひわけでありまして。例をあげますが、大学に置く科目は省令で大体きめる、これは昭和三十一年のはずですが、また教育系大学の教官の定員削減計画を出す、かつまた、教員養成学部設置基準管理について、教育大学協会の意見を無視して、大蔵省や文部省、教大協の一部幹部の合作で教員養成学部の設置基準をつくって運営しておる。この基準が公開されておられません。大阪学芸大、秋田大学の学芸部は、これらの一連の攻勢に對して大学の自主的な立場と発展を要求してきたことは御存じだと思ひますが、これに對して文部省は、学部名称を変更しなければ、大学の新規予算については一切認めないという圧力をかけてこられた傾向があると私は見ております。大阪学芸大学については、教授会で教員定数の削減であるとか大学の名称変更が保留になったら、いわゆる学長試案あるいは事務局長試案というものを提出させるなどの

方法をとつてこられたように聞いております。最終的には、大学拡大のための条件として、大学院設置問題と引きかえにやられたというふうなことも聞いておるのでありますが、こういうふうな名称変更を大学側がのまされたという傾向があるというところを聞いておりますが、そういう関係は一体どうなんでしょう。

○天城政府委員 従来、国立大学の中に、教員養成を主とする目的を持つ学部として教育学部ないしは学芸学部というものがございました。この教育学部、学芸学部という名称も、実はたいへんややこしいのでございますが、文理学部を持つている大学の場合には、一般教育と専門教育との関係を文理と教育で行なうために、教育学部という名称をとつておりましたし、文理学部を持つてないところを学芸と称しておりました。先ほど御指摘のございましたように、一般教育の充実というところが非常に大きな課題になってまいりました。文理学部の改組が行なわれておる段階で、一つの大学に教養部が設置されて、したがひまして、それと同時に教育学部の性格が文理学部とも教養部とも離れて、独自の目的を持ったプロパールの学部になってくるというふうな関連の過程もございました。そういうことで、教育学部の名称をきりて、従来のように専門と一般教育と、あるいは他学部とからみ合った姿ではなかなか管理の面も十分いかないということで、最も性格に即した名称にしようという話になったわけでございます。それで、こういう方向を出すことによって、大学教育としての広い一般教育がおろそかになつて、狭い専門に追ひ込むんじゃないかという御批判もございましたけれども、実は大学全体の一般教育というものは、何学部であれ、工学部、農学部に進むにしろ、教育学部に進むにしろ、一般教育の充実という一般的な基盤の上でやることになりました。それで、教養部の設置等によって、むしろ各学部を共通して一般教育の拡充には努力いたしておるつもりでございます。したがひまして、教育学部

の目的、性格に即した充実をするということでは、決して狭い範囲に追ひ込むという意味では毛頭ございません。

それから、学科目が制度化されていっていると申しますが、これは講座学科目全部につきまして同じ扱いをしておりまして、教員養成学部だけではございません。あらゆる分野につきまして、講座学科目というものは制度化しております。

それから、いまの教員養成学部の基準が公表されないで、何か別に未公開でもつてこられているのを運営しているというふうな御質問でございますが、たけれども、実はこれはまだできておるわけではございませんで、審議会で検討しておりますが、その間に、いろいろな方面からこれに関する意見が出ておるわけでありまして、確定したものがあつたわけではございません。先ほど申し上げたように、教育学部の名称変更と大学の教養部の設置あるいは教養部の充実という、全体の中でいまやっておりますことに關して十分な御理解を得られないうちに、名称変更というものが非常に意圖的な、何か教育学部というものを狭いものに追ひ込んでしまふんじゃないかという誤解もあつたようでございますが、これは十分学校側と話をして、大学の意思がきまつた段階でやろうというところで、実は昨年おいたしたけれども、いま御指摘の大阪学芸大学あるいは秋田大学の学芸学部のようになお学内でいろいろ議論があつて、学内の意思統一がなかつたということで見送つてまいりました。その後学内の意思統一がされたので、この際名称を改めるといふことでお願いいたしておるわけでございます。

○山崎(始)委員 もう少し突っ込んでお尋ねしたいのですが、大臣のお時間やまた私のあとで同僚議員がもう一人やるということでありまして、先に進みますが、教員養成学部の卒業生の就職率、どれだけ教員に就職しておるのか、これはあとでよろしいが、資料を出していただきたいのです。私が聞いておりますのは、就職率があまりよくないといひ聞いております。大学の名称だけを教育大ま

部は、決して狭い範囲に追ひ込むという意味では毛頭ございません。

たは教育學部にすることに對しては、かなり問題があるんじゃないかと私は思ふのですが、簡單でよろしいからひと……。

○天城政府委員 資料は別途お出しいたしますが、いま大ざっぱに申ししても、昨年、一昨年の見ましても八八%ないし八六%でございまして、特に悪いという状況ではないと私も考えております。

○山崎(始)委員 名称變更の過程で、先ほどもちょっと触れましたが、大学院設置と取引をしたという事実があったのですからいいのですか。

○天城政府委員 大学院の設置問題は全然別の観点でやっております、これと關係はございませ

○山崎(始)委員 學大の名稱が全部教育大に變更されるのですが、東京學芸大學の名稱は依然學芸大學であります。これは矛盾しているのじゃないかという気がしますが、どうですか。

○天城政府委員 御指摘のとおりでござい

ただ、東京學芸も、名稱を變更しようといはしますと東京教育大學になつてしまひまして、教育大學というものが実はあるものでありますので、他に名稱がないかといつて大學も苦勞しているのございします。これはまことに別の理由でもつてしばらく考へさせてくれというだけの理由でございまして、學部はすでに教育學部に直つております。候補の名前として三十ぐらゐあけていろいろやつたのでございしますけれども、どうもいいのがないという、それだけの理由でございします。

○山崎(始)委員 東京學芸大に設置された大学院は、その後一体どうなつていふのでしようか。それから、大学院設置に伴う定員増はやつたのですからどうですか。

○天城政府委員 東京學芸大學に教育養成大學としての初の修士課程が昨年度設置されまして、昨年度は理科、數學、英語、それに學校教育學という四つの柱で修士課程を設けたわけでござい

本年度のと合わせて全部で七十六名となりますが、大學としても、最初の修士でございしますので入學については非常に厳選をいたしております。必ずしも定員とおりは現在入つてゐるわけじゃないんですが、本来の定員の目標に向かいまして努力されてゐるようになり承知いたしております。

大学院設置に伴う教官のお話だつたと思ひますが、これは本来が現在の學部の教官組織をもとにいたしまして、大学院を設置するに足るだけの條件があるかどうかということが前提になつて、大学院の設置審査会で審査した上で大学院の設置を認めてゐるわけにございします。現在の定数のみならず、一人一人の担当教官が大学院の指導にふさわしい教官であるかどうかという審査でございします。したがひまして、大学院設置の前提が、その条件があるかどうかということでありまして、そのことから、このために特に新しく定員の増加ということとはやつておりません。

○山崎(始)委員 いろいろふらふらお尋ねをする気持ちは、四十二年度の予算を見ますと、帯広畜産大學の畜産學研究科ほか十一研究科を含むとして、予算では職員定数は全然ゼロですね。いわば窓口だけを広げて、子供を産みっぱなしにしておいて、それに対していろいろ育て上げる養育費をやらぬ、いわば予算上の中身がまことに粗末な傾向になつておる。いま申し上げました帯広畜産大學關係の予算を見ましても、大学院設置をしておきながら教員定数はゼロだ、こういう現象、これは大臣ひとつ考へていただかなければいかぬと私は思ふのですが、一体どうなんでしょうか。

○榎本國務大臣 國立大學の大学院の設置の考え方、ございしますが、大体その學部の教授陣容を調査しまして、その學部の教授陣容が修士課程を置くにふさわしい力を持つておるといふことが審査されましてから、その大學に大学院を置くという形をいままでずっとつてまいつたのでございまして、修士課程を置くために特別の教官定員の

増をやるといふことは、ずっとつてまいつていないのでございします。帯広の場合におきましても同様に、帯広畜産大學におきましては、その修士課程を置くに足るだけの學部の教授力が充實しておるといふ観点におきまして修士課程を認める、こういうことになつたわけにございします。

○山崎(始)委員 次に、東京工大の理學部と工学部の分離の問題なんですが、一体なぜ分離されるのですか。

○天城政府委員 御存じのとおり、東京工業大學は現在單科大學でございします。理學部という大學でございしますが、同時に四つの付置研究所を持つておられます。教授、助教授で三百八十九名でございします。非常に膨大な組織でございします。したがひまして、單科大學でございします。すべての運営が教授會一本ということになりました。教授會のあり方の上で、従来から學内で非常に問題があつたやうでございします。端的に申しますと、非常に膨大で能率的にも、あいの悪い点があるといふやうなことでございまして、かねて、この中身の上からいつても、大學の教授會を中心とした運営の方法からいつても、工學部系統と理學部系統に分けたほうが、研究所も四つある關係で運営がうまくいく。學部が二つになりますれば、協同會議制度もとれるしといふことで、これは全く大學側の教授會運営の事情が中心でございまして、一面工學部、理學部系統がそれぞれ充實してまいりますので、將來のことも考へて、單科大學で將來の拡大を考へていくと、あいの悪いことが多いといふお話がございまして、私たちも大學の実情から見て、そういうことが大學の運営上いい、大學が非常に御要望されるなら取り上げようといふ考え方、學部の分離をいたしておるわけにございします。

○山崎(始)委員 その点、ちょっと私疑問なんです。東京工大では従来理學部として一本になつておりました。いわゆる基礎學科、基礎學科目である理學部とそれから応用學科である工學部と、これが一本になつて統一的な研究、教育がなされ

ておつたのですが、これを二つに分けた場合は、従来のやうな一本になつて教育、研究をやつたといふその姿が分断をされて、おのおのがセクト的になつて切り離されてくるのではないかとこの心配があるのですが、その点どうでしょう。

○天城政府委員 御指摘のとおり、東京工業大學は、新制大學発足以來あえて申しますか、積極的に理學部といふ名稱をとつて、おつしやるやうに理學系統と工學系統を一本にやるという理想で進んできたわけにございします。しかし、これは全体が小規模のときには運営上理想をそのまま實現できたやうでございしますけれども、最近の東京工業大學の拡大も非常に著しいものでございまして、御指摘のやうな精神、考へ方をうまくすすという意味でなくして、やはり全体をうまくするためにはパート、パートが十分基本的な單位として充實し、動いていかないと、いきなり四百名近い教官で全体を運営しても、かえつてその目的がうまくいかないといふ考へ方が中心のやうでございします。工業大學としては、従来からねらつております基礎的な理學系統と応用的な工學系統を一本にして運営していきたい、研究もそういう線で進めていきたいといふておりました。その考へ方を変えたわけではございしませんので、この學部を分離することによつて、御指摘のやうな弊害が起きないやうな運営上のくふうをいろいろいたしておることを承つております。

○山崎(始)委員 この東京工大の學部の分離というものは、全国的に、特に旧制大學の工學部などに連鎖反應を起こすおそれはないかといふ問題なんです。たとえば東大の工學部では千人をこえる定員を擁しております。それから京都大學の工學部でも、ここ二、三年來研究者が二倍になつております。こういう面から見て、この東京工大の場合の連鎖反應が私は心配だと思ふのですが、その点はどうですか。

○天城政府委員 確かに最近工學部が非常に膨大化したしまして、お話のやうな大學では、むしろその規模の拡大に伴ういろいろな問題をかかえて

とは、今後あり得ないと思ひますし、また私も
としましては、そういうことのないように大学と
も十分話をしたいと存じております。

○山崎(勉)委員 とうとうと、時間があ
りませんので私のほうから、いま大臣のおしや
つたことを要約して再確認しますが、軍事目的に
行かうようなことではないと思ひますが、もし
さういふことがあるならば、大臣として、文部省
として好ましくないから、そのような方向はと
らさないつもりだといふふうに解釈できるの
ですか。イエスです。

○細木國務大臣 イエスです。

○床次委員 川村委員、いろいろお
尋ねするわけにはまいりますが、ひとつはつ
きりとお答え願ひたい。

今度のこの法律案の提案理由の趣旨を見ま
すと、何ページですか、第四は、大阪大学医
療技術短期大学の設置についてであります。こ
う書いてある。そして、「従来、看護婦、衛生
検査技師、診療エックス線技師等の養成は、そ
の大部分が各種学校において行なわれてきて
おります。云々」と書いて、これら技術者の資
質の向上が関係各方面から強く要望されて
まいったのであります。それから短期大学をつ
くる、こういう趣旨説明をしておる。そこで、
さつさと答弁してください。看護婦養成の
数、それはいわゆる各種学校の数、それでは、
国立の大学にある看護婦の養成所だけ言つて
ください。数だけでいいです。名前はいりませ
ん。

○天城政府委員 看護婦の養成施設、文部省
の所管のもの、厚生省の所管のもの、私立も全
部含まれて現在二百九十二であります。

○川村委員 それでは衛生検査技師の養成所、
それからエックス線技師養成所、これを国立と
厚生省の所管に分けて……

○天城政府委員 衛生検査技師関係でござ
います、学校数として文部省所管二十一、厚生
省所管二十七、合計四十九校であります。それ
から

診療エックス線技師の養成機関でございま
すが、文部省所管十一、厚生省所管十、合計
二十一校あります。

○川村委員 最後のものは私の調べたのと
数が合いますが、前ののは違ふようだが、ま
あいいでしょう。この次に機会があれば聞
きます。

それで、今度の大阪大学に短期大学をつ
くるというのですが、「資質の向上」と書いて
ある。短期大学は修業年限二年でしよう。

○天城政府委員 この場合は三年制の短期
大学でございませう。

○川村委員 今度併設されるものは、こ
れは三年制になるわけですか。わかりまし
た。

それは、いま大阪大学の医学部の附属衛
生検査技師学校、同じく大阪大学医学部の
診療エックス線技師学校、これはどうなる
のですか。

○天城政府委員 これらを母体にして短
大にいたしますので、今後各種学校は廃止
いたします。短大で行ないます。

○川村委員 この各種学校は、二つある
ものですか。

○天城政府委員 さようでございませ
う。

○川村委員 その手続はどこでございま
すか。

○天城政府委員 一ぺんに廃止するわけ
ではございませう、短大ができて、まだそ
の間の関係が、年次計画でこつちが完成し
た段階で廃止したとらうと思つておる。

○川村委員 いろいろやりとりはしま
せんからね。そこで、大部分が各種学校で
行なわれている。資質の向上が要求される。
今度のものが三年間となると、なるほどよ
くわかりました。いままでは、衛生検査の
ほうもエックス線技師のほうも、これはみな
二年でした。ところが、こういう文章を見ると、
各種学校でやっているものはいくらもござ
いませう、大学にくつつけたほうが、文部
省の所管にしたほうがいい、こういう印象
を受けるんです。今度の大阪のものは三年
にするといふわけですから、それだけ研修
を深めていくとい

うことになると思ひます。その場合、皆
さん方は、厚生省とどういふ話をしてお
るかわかりませんが、もうこれについて
はとやかく申しませんが、看護婦の問題
にしても、エックス線技師の問題にしても、
やはり免許のあり方とか国家試験——
看護婦なんかは県でやっておるのです。
そういうものもあります。非常に複雑多岐
である。免許のあり方とか国家試験の
あり方とか、そういうものを厚生省あた
り、もう少し合理化するといふことを話
合つたことはあります。

○天城政府委員 一般に医療技術者の
養成の問題は、資格との関連もございま
して、現状非常に複雑になっておると思
ひます。しかし、全体としてこの教育を
充実して医療技術者の素養の向上をは
かるというところが、日本の医学の向上
のために非常に要望されておると思ひ
ますが、私たち、関係機関といふことも
一方にございませう、それから技術者
の養成でございませう、すべてが学校
制度でなければならぬといふ前提を
おとせません。たとへば看護婦の養成
にいたしましても、看護は看護の養成
機関がございませう、最近、御存じの
とおり、女子の高等学校への進学率と
の関係で高等学校に看護科がございま
して、これが非常に勢いで伸びてお
る。学校教育になり得るもの、またな
る希望のあるものは、やはりその道
を開く必要があるのじやないかと思
つておる。短期大学にいたしまし
ますが、同時に、やはり大学教育とし
ての教養もこれにプラスしていける、
御本人の将来のいろいろなことを考
え、こういう道もやはり必要ではない
か、こう考へておるわけにございま
す。

なお、厚生省のことにつきましては、
前々からいろいろお話を進めてお
りまして、いま非常に複雑になつて
おる現状については、私たちも、で
きるだけ合理的な方向にいくことを
望んでおるわけにございませう。

○川村委員 今日という技術者の皆
さん方の養成が非常に必要だといふことは
わかってますが、ただ、私がこれまで知
り得る実態からすると、かりに衛生
検査とか診療放射線技師さんを三年
課程にする、そうすると、やはり当然
卒業後の待遇という問題も考えなければ
ならぬ、あるいは就職という問題も考
えなければならぬ。もちろん、大阪で
一校、こういう修業年限の技術養成が
できたからといって、私はそれが就職に
困難だなどと考えませんけれども、全
体的に見ると、なぜ今日、このエッ
クス線や衛生検査のこういう非常に
高度な要求があるのに三年制といふ
ものを考へないかと今日まで主張して
きたところが、三年制にするとなつて
待遇が問題になる、そうすると就職に
大きな影響を及ぼす、こういうこと
で、今日まで二年でございませう、こ
ういふことを考へておつたのです。そ
ういふ点もやはり十分検討していただ
きませんか、せつかくこういふ一つの
方向、方針がきまつても問題にな
る。

それから、私がもう皆さん方の前
でいろいろ言ひたい必要はないけれど
も、看護婦の養成の問題でも、幾つか
やり方がある。衛生検査技師にしても、
エックス線の技師にしても、試験は
こうだ、もう行政事務の問題から
きて、幾つかの問題がからんでおる。
これはここでは論議すべきことじや
ないけれども、臨調の問題、地方制度
調査会の問題等も御存じのとおりで
ある。そういう問題等もやはり関係
省できつと話し合つて筋道を立てる、
こういうところに努力をしていただ
きたい。時間がありませんからいろいろ
一問一答しませんけれども、それが一つ。

それから、もう一つ大臣にお尋ね
しておきますが、今度商船高等専門
学校ができる、以前から工業専門が
できたといふことは、言うならば今日
まで、教育基本法に基づいて人間形
成の一つの学制といふものは六・三・
三・四だ、こういう考え方で充足した
それが全然動かしはならぬものだ
といふことは、私も実は考へない。
考へないけれ

ども、何かなしうすしにこういう複線型をつくる
ということは、やはり文部当局としてはよほど慎
重でなければならぬのではないか。こういふよう
な検討を加えるにあたっては、大きな立場からた
くさんの衆知を集めて、学制全般について検討を
加える必要があると私は思っています。今度商船高
専ができて、複線型的なものが追加されることに
なるわけであります。

そこで、時間がありませんからいろいろ聞きま
せんが、文部大臣に、学制改革についてあなたの
構想というものをちょっと聞いておきたいと思
う。つまり六・三・三制を堅持せよという世論も
ある。しかし、これは時代の趨勢に應じて再検討
すべきだという世論もある。特に皆さん方の立場
から、文部当局の立場から、この前の中村さんのの
時代でしたか、中村さんが、就業年齢の引き下げ
であるとか中学を四年制にするとかいうようなこ
とから口火を切ったわけでありますけれども、そ
の後この前の大臣、有田さんも何かそういうよう
な改革の意向を示しておる。総理大臣もそういう
ことを言っておる。ところが今日あなたも、大臣
も近いうちに中央教育審議会に学制改革のことを
諮問しようという意をしておるということを漏れ聞
いておるわけです。そこで、あなたが今度中央教
育審議会に学制改革について諮問をされようとい
うあなたの構想——ばくたちが聞くとこころによ
るのと、鈴木さんは義務教育の就業年齢を引き下
げるのには反対だとか、大学教育をりっぱにしな
ければいかぬとか、こういうことを言っておられ
るのか聞いておきたいと思ひます。

○**勅木國務大臣**　高專制を設けますときに一番議論になりましたのは、六・三制を日本が採用いたしますときに学制の単一化ということが一つの大きな目標でありました。それで、その学制からそれました新しい制度をつくることはどうかという意見が非常に強うございまして、この点について非常に論議されたことは事実でございます。ただ、現在の産業界の実情から申しまして、高等学校と

短期大学を合わせました一貫した技術者養成計画の必要性というものが要望されまして、高専制度ができたわけでございます。それに加えて、今度主として外国航路に当たります船員の養成について商船高等専門学校制度の要望が強うございまして、これは国立の五つを高専制に直すのでありますから他に大きな影響はないので、一応この国会にお願いをいたしておるのでございます。

そこで、高専制を今後どのように持っていくかという問題は、今後のさしあたりの一つの問題点だと思います。しかし、これは私ども、どの範囲にこれをやるかということで十分研究してまいりたいと存じます。

それから学制全体の問題でございしますが、私は、いまにわかに学制改革というものを打ち出して、この学制改革をいかにすべきかということの諮問をいたすという考え方は持つておりません。しかし、日本の戦後二十年、なお今後激進に社会情勢が進展してまいれると思いますので、これが社会的な一つの要望で、現代の学制について改革を必要とするという時代が来ることを予想しなければならぬと私は思うのでございます。そういう意味合いにおきまして、将来のそういう問題に対処する意味におきまして、長期的視野において現代の学制をいかに拡充するかという意味におきまして、学制全体にわたる視野から研究、検討を開始するときに来ておると思うのであります。したがって、幼児教育についてこれを延長するといふことが、幼児教育についてこれを延長するといふことに私が反対だとか、あるいは大学の問題とかいふことでなしに、全部の学制につきまして、現段階の六・三制の現に置かれております位置を確実に把握すると同時に、これに対していかなる場合におきましても対処し得るような状態に研究、討議を始めるときに来ておる、これを開始したいと私は考えておるのでございます。

○川村委員　いま工業高専、商船高専、農業高専という要望が非常に出ておる。これは早急に考えるのかどうか、これをちよつと簡単に、はつきり言っていたきたい。

○**鋼本國務大臣** 高専の範囲をいかにすべきかということは、実は今度の予算で検討する経費を計上いたさせていただいております。予算が通過いたしますれば、この工業高専を将来拡大するのがいいか、あるいは拡大するといったしますればどの程度にいたすべきか、これをひとつ検討したいと考えております。

○川村委員　山崎さんから時間をいただいた。たいへん時間が短くて残念ですが、いまの学制改革の問題はまたいずれ御意見を伺うことにして、最後に、この法律は六月一日施行となつてゐる。そこで、それまでに通過させねばならぬ。もしも通過しないときにはどうなるのか、どうするのか。これを私は心配してゐるのですよ。そこで、実はいろいろ御意見を聞きたいが、時間がなから、私はここで重大なる提案をする。これは委員長はじめ理事さん各位で十分御検討願いたい。というのは――もちろん簡単に、私がこういふことを聞いたら、それは附則を公布の日に改めるといふような御返答があるかと思ふけれども、重大なる問題がある。それは、一番大事な母法であるところの学校教育法を、実は高専の問題で改正をしてない。これは手落ちじゃないか。なぜかういふ法律を出すときに、あわせて教育法の改正を提案しないか。私は、この法律の表題の文句まで、それを入れて改正しなさいとは言いません。いろいろ御意見を聞きなればならぬが、時間がなから……。決して私は文部省の横着を許さない。

そこで、私が提案するのは、附則の第一項、第二項、三項、四項を譲りなさい。そして附則の第一に、学校教育法の一部を次のごとく改正する。第七十条の三に「工業及び商船」ということばを入れる。第七十条の四に、工業高等専門学校の修業年限は五年、商船高等専門学校の修業年限は五年六カ月とする。そして附則を一つ譲る。この修正を附則の中の一項に入れなさい。そうすると、これが完全に整う。大事な学校教育法を——二、三日うちに施行しようというのに、それをしかも説明資料の中には、これは提案中でありますなんてう

そばから言っていて、こういう出し方はいけませんよ。よその各省の法律を見てごらんないかい。たいてい関係法律は附則で改正して、整えて持ってくる。これは国会審議を軽視すると言つてもいいのですよ。そこで、私は、きょう午前中に採決の約束があるのだそうですけれども、これはやはり一応理事さん方で委員長のもとに話をしてもらつて、悪いことじゃないのだ、正しいことなんだから、話をして修正をする、これを強く私は要求する。

したい。でなければ、かりにここを通過しても、そのまま国会は簡単に承認できないという重大問題を含んでおる。教育法を、まず附則の中にこの改正部分を入れなさい。これが大事な問題であります。これは国会審議の一番大事な問題です。これを私は強く委員長はじめ皆さん方に——ここには自民党のりっぱな国会対策の幹部の方々がおられますから……、これは間違いないのだ。これだけをやらなければ、かりに六月一日施行がずれた場合には、教育法違反の法律が通つていくということになる。こういうことになれば、剣木さんがいつも言っておるように、特に法律を大事にする文部省としては、これは許されない。これを強く私は要求するのですよ。よろしゅうございますね。でなければいけない。時間がありませんからもう一問一答しませんが、ぜひひとつこれは相談してもらいたい。委員長、お願いします。

○床次委員長　この際、暫時休憩いたしまして、五時より委員会を再開いたします。

午前十一時二十九分休憩

午後五時九分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。山崎始男君。

○山崎(她)委員　ちよつとベトナム派遣の問題で、午前中に私が要求しました資料がわかったうえで、大学局長のほうから最初にひとつ御報告願いたいと思います。

○天城政府委員 午前中に長崎大学の熱帯医学研究所の問題に關連して御質問のございました、この研究所からベトナムの現地に行つたのではないかと問題でございますが、昭和三十九年の八月から十二月にかけては、財団法人で東南アジア文化友好協会という団体がございまして、この協会が外務省の依頼を受けまして、ベトナム共和国に対する民生安定救済事業の一環として派遣されたのでございまして、その中に加つた医療団として、長崎大学のお医者さんが四名、看護婦が二名の六名でございまして、この東南アジア文化友好協会が行なつた仕事は、ベトナムへ医療品、藥品、医療機械等を送り、あわせて現地で診療をするということでございます。したがって、長崎大学から行きました者は、先ほどの研究所の者ではございませんで、大学の医者の方でございますが、現地で診療に当たり、あわせて熱帯病の調査、研究を実施したというのが実情でございます。

○山崎(地)委員 それでは午前中に引き続きましてお尋ねいたしますが、いまの長崎大学のほうからベトナムへの医療団としての派遣、これはある程度わかりました。それで、この問題も時間があればお尋ねしたいと思ひますけれども、もう時間があまりありませんので、一応御報告だけで了承しておきます。

それでは次に、引き続き前のご質問を申し上げますが、どう申しますか、文部省の施策というものを御覧いただきますと、ややもすると長期の展望というものが欠けておるのではないかと気がするものであります。たとえて言いますと、三十六年に強行された臨時工業教員養成所が、ついに昨年から学生の募集をやめたはずで、また、この養成所の卒業生は、工業教員になる員数というものは半分以下だといふふうに聞いておるのであります。現に、東京都あたりでは、この卒業生は工業教員として一名も採っていない、こういう点が出ておるのであります。したがって、昭和三十六年にこういう学校を、子供を産んだことは産んだのでありますが、産みっぱなしでどうとう野たれ死にをした、学生募集をやめた、これは私は、文部行政の施策に長期の展望というものが欠けておつたのではないかと、文教政策とすれば明らかに非常な失敗をしていらつしやるのではないかと、思ひます。そういう意味からいいますと、今回の設置法に基づく学部の新設であるとか、あるいは大学の名称の変更の問題、こういうものも、はたしていま一つの例で申し上げましたような長期の展望に立つて、責任のある行政というものに対して見通しを持っていらつしやるのかどうかということに非常に心配するわけですね。

そこで、結論的な質問としましては、臨時工業教員養成所の制度というものは、いまも言いますような状態でありまして、このこと自体は成功と私はは言えないと思ひますが、文部大臣は、これは明らかに失敗だと思ひます。この点からいふことが、今回の設置法に基づいて間口を広げたが、このような失敗をしないような長期の展望計画というものがほんとうに確立されておるかどうかが、これは予算面から、あらゆる面からも言えると思ひますが、その点を二つに分けて御答弁願ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 三年制の工業教員養成所をつくりましたのは三十六年でございまして、工業教員養成所の姿としましては、私もつくづく前から完全なものとは考えておりませんでした。ただ、当時、急速に科学技術者養成という社会的な要請が非常に急増いたしましたので、このために工業関係の技術者の高等学校を急増しなければならぬ。ところが、それに対しまして一般の経済界の事情その他から、その工業教員を充足することができないという状況でございまして、これは臨時に工業教員養成所という形をとりましたので、各大学にその養成機関をつくつたのでございまして、今日におきましては、大体その工業教員の養成も、順調に普通の大学を出た者から充当することができるような状態になりましたので、これはもとより臨時につくつたものでございまして、これはことし

をもつて今後廃止の方向に向かつてまいるということでございます。もちろん、この制度自体がよかったとは思ひません。しかし、あの当時の工業教員を急増したという形におきましては、やむを得ない措置であつたと思ひます。

なお、文部省の行政そのものに対しては、長期的視野において計画がないのではないかと、いろいろおしかりを受ける点も多々あるかと思ひます。でございますので、私といたしましては、やはり文教行政につきましても、今後長期的な視野に立ちまして一定の計画を持たなければならぬ、こういう意味におきまして、この学制の問題を含めまして、今後とも、たとえば大学につきましても、ただいま私立大学であるとか、国立大学も同じでございますが、各地域に大学の新設を認めておるわけでございますが、これらもやはり地域的及び社会的事情その他を考慮しまして、もう少し長期的な計画性を持たなければいかぬ、こういうふうに考へまして、その方向に向かひまして今後努力してまいりたいと思ひます。

○山崎(地)委員 次に、大阪大学の医療技術の短大設置について、午前中に川村委員から御質問がありました。私もこれは質問しようと思つておつたのですが、川村委員がせっかく御質問になつた。しかし、時間の關係で川村委員は言ひっぱなしのかっこうなんです。そこで、一点だけこの問題、川村委員にかわつて私はお尋ねしたいと思ひますが、結局川村委員のお尋ねになつたか、要点というものは、看護婦の養成をするところと現在の養成所との關係は一体どうかという問題ではないかと思ひます。言いかえしますと、このことによつて看護婦養成制度が複線のコースになる。一方は厚生省の養成所になり、他方は文部省の關係になつてくる。この矛盾は一体どうするかというところが、川村委員が尋ねたか、要点じゃないかと私は思ひますが、そういうふうな矛盾というものは、その矛盾が実現しますといふいろいろな派生的な問題が起つてきます。短大の看護婦と養成所卒業の看護婦は、そこに差別待遇

を受ける場面も出てくるんじゃないかというやうな派生的な問題、いろいろな問題が起ると思ひますが、この点についてどういふふうな御見解を持っておられますか。

○鈴木国務大臣 大阪大学につくりました医療短大でございますが、これは最近におきます診療におきまして、医療技術者と申しますか、お医者さん以外の医療技術者が、その程度といひますか、技術が相当機械化され、高度化されてまいりまして、その素質も、相当高い素質が質的に要求されてまいりましたことは一面事実でございます。また一面、医療機関におきまして、たとえば看護婦等の数的な關係におきましてなかなか充足ができない。いわゆるこの数の需要という問題が一つ大きくあるわけでございます。そこで、私も医療短大をつくりましたのは、その質的な面におきまして現代の要請に即応する形におきまして、この大阪に三つを合わせまして一つの短大をつくつたわけでございますが、これは質的な關係を——ここで申し上げるとあれでございますが、一種のテストケースと申しますか、これがうまくいりますれば、だんだんこういう程度の高いものに移行していく。しかし、これはいろいろな収容とか社会的待遇とか、いろいろな問題がございまして、この点から、これをいま急激に全面的につくることは危険でございますので、一応テストケースとしてこれをつくりました。

それから、看護婦制度につきまして、いま確かに、厚生省その他も二重、三重になりまして非常に複雑な傾向にございまして、ただいまのところは、やはり文部省も厚生省も養成するに数的充足に一生懸命でございまして、なおその制度を一つにまとめてそろえるという状態には立ち至っておりません。しかしながら、将来におきましては、必ず看護婦制度というものにつきまして厚生省とも十分打ち合わせをいたしまして、一つの統一ある制度にまで持つていかなければならぬ、そういうふうに考へておる次第でございます。

○山崎(始)委員 そうしますと、いまのお話を要約しますと、将来厚生省とも十分話し合いをして、そして矛盾の起こらないような一本の姿に持っていきたいということ、と同時に、文部当局としては、いまの文部大臣のお話では、いま大阪にだけそういうような短大の制度を今度の法律の改正で置くのだが、将来は、看護婦養成のものを全部大阪と同じように短大に持っていきたい、いまは暫定措置なんだ、こういうふうに解釈してよろしいわけでしょうか。

○榎本國務大臣 いまも申しましたように、一つのテストケースとして私も試みにやっておるのでございますが、日本の将来の医療の発展に伴いまして、やはり医療技術者の資格が向上していかなきゃならぬという面から申しますと、だんだんこういうふうなものが要求されてまいると思えます。ただ、それは、急速にこういふふうに全部一気に変えるというわけにはいかぬと思いますが、私も、理想としてはやはり漸次高い養成機関にまでいくべきではなからうか、かように考えております。

○山崎(始)委員 東京の教育大学の移転の問題についてお尋ねしたいのですが、これは今回の法律に、直接法文の上にはございせんが、内容的には非常に関連のある問題だと私は思っております。まず、そういう立場からお尋ねするのでありますが、文部省では、本年の五月中までに筑波に移転するかどうかということをお尋ねしたいというふうな要請を大学当局へ出されておるやに聞いておるのではありませんか、この移転という大事業をやるのでありますから、それに対する文部省とすれば基本的なマスタープランというものがあろうか、お尋ねしたいと思ひます。

○宮地政府委員 御質問が二点でございますが、前段の教育大学が筑波山に移転するというところにございまして、五月までに回答をせよということ文部省が言ったかどうか、これは私のほうは申しておりません。ただ、筑波山ろくに研究学園都市ができませんが、これにつきましては、教育大学

自身が三十七、八年ころから現在敷地が狭隘でございまして、現在あります学部を充実するために、もうこれ以上充実の余地がないほど敷地が狭うございまして。そういうことで、筑波山ろくの敷地が起きます前年から、移転について、たとえ八王子とかあるいは東松山市といったようなところを、いろいろ学内で物色しておられたようでございます。そういうときに研究学園都市の問題が起きますので、文部省といたしましては、各地を物色しておられるという構想のようだから、研究学園都市はこういう構想のようだから、どうですかという意味でお尋ねしたことはございまして。それから後連絡は保っておりますが、五月までに云々というふうな期限を限つてこのことは申しております。

それから筑波山の研究学園都市につきましては、大学といたしましては、一応いま申し上げましたようなことで、教育大学が一番可能性があるというふうには考えておりますが、敷地がまだその他に広くございまして、いろいろな研究所等につきましてもある程度できることなら、適当な場所でございますので、移転あるいは今後新設するにそこへといったような計画は持っております。

○山崎(始)委員 そういたしますと、期限はまだ切つたことはないとおっしゃることが一点ですね。それについてお尋ねいたしますが、現在の移転問題に対して、大学当局の賛否の問題は一体どういふふうな様子でしょうか。

○榎本國務大臣 実は期限は限つてはおりませんが、しかし、向こうのほうの都市計画、建設計画の問題もございまして、あまり予定をされませんと、筑波山ろくのほうの土地の使用区分とか、そういう問題にも影響してまいります。それから移転いたしますならば、大学にできるだけの適当な土地を選ぶということも必要でございまして、私としては、学長ともお話ししまして、きめられるならひとつ早くきめたほうがいいじやないかというところを御相談申し上げておりますし

て、最近に至りまして大体大学の意向もわかつてまいりまして、大学当局と私とよくお話し合いをしまして、また私どもの今後の建設いたします協力態勢でございまして、これに對しまして御納得がいきますならばおそろく移転に決定していただけるだろう、その条件も、まあ私たちがたいして御無理な条件ではないと考えておりますので、移転にはつきり御決定が願えるものといたしまして期待をいたしておるわけでございます。

○山崎(始)委員 かなり賛否の両論があるやに私も聞いておるのですが、大体いまの大臣のお話では、見通しは明るい見通しだと言われるわけなんです、私たちが心配いたしますのは、ややもすると文部省が、大学問題について今朝もお尋ねしましたが、昨年度でしたか、大阪の学芸大学の問題、るるうわさが飛んでおります。と同じように、筑波山ろくへのいまの東京教育大学の移転の問題も、官房長いらっしゃいますか。おられなければつこうです、時間もあまりありませんので。昨年の十月ごろに各大学から陳情が何かに付いたときに、教育大学の移転の問題を早くやれ、やらなければ予算をつけてやらぬぞ、とは言わなかつたのですが、予算で締めつけるときに印象を与える言辭を言われておることを聞いておるのです。それで、これはわれわれの立場からいへば明らかに大学自治の侵害であり、同時にまた、このような予算上で締めつけるぞという、いわば圧力といひますか、こういう例は、教育大学ばかりでなくて、いままでの方々で実際にあったはずなんです。こういう点は、私は、非常に改めてもらわなければいけないと思ひわけです。移転を条件に予算を云々といふことは、そのときの官房長の一言一句は私もある程度聞いておりますけれども、官房長はいらっしゃらぬので私と論争するわけにいかないのですが、教育大学だけにそういうことを云々されるという反面に、東京工大の場合なんかは、現在のキャンパスとは別に、五万坪ばかりの土地をたしかつけていらつしやるはずなんです。ただ教育大学だけに移転をやれや

れと言われる点がちょっとふに落ちないのですが、どうでしょうか。

○榎本國務大臣 これは管理局長から先ほど申されましたように、教育大学自体、いまあそこ、小石川のあの地帯は非常に狭隘でございまして、付属学校を除きますと、本学のほうは非常に発展性がなく、ところどころでございますので、大学自体がどこかに移転したい。これはもう大学自体の御要望でございます。それで今度よりどういふ場所がございまして、筑波山ろくにどうだということでお話が進んでおるわけでございますが、ただ、これだけは予算を削るとかつかないとかいうこととでは、ややと、これは押えるとかなんとかいうこととでなしに、やはり大蔵省におきまして、移転するといふ将来の予定があるならば、現地にこういう永久建築は無理じゃないかというふうなことは、全国にもそういう例がたぐさございまして。しかし、私もとしては、だからといって教育大学の予算を押えつけて、そして移転を促進するとかそういうことは、官房長がどういふことを言つたか知りませんが、私も、責任を持つて部下には言わせません。また、そういうことは絶対にないと思ひます。

○山崎(始)委員 いまの大臣の御答弁の、責任を持つて自分は厳重にそういうことはさせない、ぜひこれは実行していただきたい。

東京教育大学が、昔から高師あるいは文理大という教員養成の上で示してきた長い伝統といひますか、そういうようなものの役割が、筑波へ移転をして四角がんと成ると、従来の伝統的なものが性格の変わったものになるのじゃないかというおそれが出てくるのです。そうして従来の東京教育大学でやっていたその役割といたしまして、今度東京学芸大学を教育大学にお変えになった場合、その学芸大学が今度教育大学になったときに、いまの伝統のある役割といたしまして、そのほうに与えて、そして筑波へかわつた新しい教育大学は、性格の違つたものになるのじゃないか

というおそれが出てくるのですが、この点は一体どうでしょう。

○**鈴木国務大臣** おそらく大学当局と私の話し合いの重点も、そういうような問題に触れるのじゃないかと私、想像をいたしております。いままでの教育大学という形以外のものを何か大学当局でお考えになっておるのじゃないかと思ひます。これはひとつ、私どもと大学とじっくり話してまいりたいと現在思っております。

○**山崎(始)委員** それで、筑波へかきかわった場合に、いま一点、非常に大切な問題で心配になる問題がありますことは、大学における研究、教育は、他の学問や産業との関連の中で行なわれるのじゃないかと思ひます。したがって、ただ形だけが筑波へ行って大きくなるというだけで、内容は充実しない。言いかえしますならば、東京都みたいなところに大学があるという、あらゆる産業の研究機関、あるいは自己の大学以外の大学の研究機関というもので相互に研究し合うことができるわけですね。そうすると、筑波へ行ったときに、そういう面から言いますと、非常に研究の分野が狭くなつてくるおそれが出てくるのです。したがって、現に名古屋あたりの大学の教授あたりでも、東京に住居を置いて、名古屋へ通勤していらつしやるような人が相当あるはずなんです。それはやはり東京都という、いろんな産業なり各大学なり、他の研究所というものが利用できるというところに、私はそういう現象が出ておるのだと思ひます。したがって、筑波へかきに行つたといふにしても、学者的な研究的な良心の上からいふと、私はそういう悩みは多分に持たれるのじゃないかと思ひます。

そこで、これは一つの例なんです、そういうことはなるほどそうだとおしやるなら、筑波へ行つた場合には、各大学の先生方に自動車でも一台ずつ与えて、東京までやつてきて研究機関へ行かれるぐらいな配慮がなければ、ただ筑波へ行つた、周回は広がった、学校の敷地は大きいわ、こういうような逆に中身はからつぽ——からつぽと

言つては語弊がありますが、お粗末な内容になるおそれが多分出てくる。こういう点について、一体大臣はどういふふうにお考えでしょう。

○**鈴木国務大臣** まあそれは筑波へ参りますれば、やはり都市計画としまして、あらゆる交通機関が東京との間に近接する状態ができると思ひます。しかし、教育大学の場合を考えると、私は——これは私個人の考えをこころいうところで申し上げて相済みませんけれども、大学がずっと東京を離れまして筑波に移転するという一つの意味は、東京の過密化を多少防ぐという意味があると思ひます。そういう意味におきまして、大学が立ち去つたあとに相当稠密な人口を必要とするような施設をつくるということ、大学が移転することの矛盾になるのじゃないかと思ひます。また一面、大学自体から申しまして、あそこには付属機関がございまして、付属の学校がございまして、これは筑波に持つていくわけにはまいりませんので、あそこに残します。残さなければならぬと思ひます。と同時に、ただいま先生がおっしゃいましたように、筑波に参りますと同時に、やはり東京の中におりまして、何と申しますか、東京の雰囲気の中でいろいろな研究に接触する体制を持つていくことは、やはり教育大学としては非常に必要なことじゃないか。こういう意味から申しまして、あの現地はわずかな土地でございまして、私どもとしては、教育大学の希望があるかどうかわかりませんが、希望がございしますならば、ある程度研究機関的なものは現地に残して差し上げたい。これは今後話し合ひで進めていく問題でございしますが、これは立ちのくにつきましては、教育大学にそれくらいは差し上げなければいけないじゃないかと思ひます。

○**山崎(始)委員** 教育大学の問題で、時間がありませんからもうあと一点だけお尋ねしますが、かりに移転をするといへば、これは個人の家の同じことなんです、やはり生活問題というものが必ず関連してくる。まして個人と違つて大きな大

学ですから、相当の人数の人がいらつしやる。行つたために、生活上の問題は相当考慮を払つていただかねといけない問題が、私はたくさんあるだらうと想像するのです。そういうとき、大臣はどういうふうな御決意、お気持ちを持たつていらつしやいますか。

○**鈴木国務大臣** これはせつかく広範なあの地域に参るのでございまして、たとえば住宅問題とかその他教授の問題、あるいはまた学生の寮とか、そういうような問題につきましては十分計画を進めまして、移転をしてきたことが後悔されるような状態には絶対持たつていきたくないと考えております。

○**山崎(始)委員** それでは、いろいろ質問したいのですが、非常に大切な問題もあるのですけれども、時間がありませんので、一点だけ、これは資料要求いたしておきます。

文部省の昭和四十二年の予算参照表というものはあるはずなんです。これをあとでけつこうですが、ひとつお願い申し上げたいのです。この点、ひとつ委員長からぜひ要求していただきたい。

○**鈴木国務大臣** これは各省で予算を編成いたしますときに、相当広範な参照表をつくつておりますが、私はいまお聞きしておるところでは、これは国会にいままで資料としてお出ししたことがないと思ひます。何と申します。何と秘密書類じゃございせんから、出すのはあれでございしますが、しかしまあ非常に事務的なこまかいことを積算の基礎で書いておられますので、それでまた教を印刷とかそういうことになりまして、こういうことを申し上げて悪いのですが、先生がもし御参考にお目ごきになりますれば、先生に差し上げるのはひとつも差しつかえないと思ひますが、資料として全部これをこで皆さんにお配りするといふのは、もう予算の説明なんか終わりました、いわば省として必要にならなかつたものでございまして、あらためてこで作成するという

のはちよつとあれだと思ひますので、お許し願ひたいと思ひます。

○**山崎(始)委員** 国立学校予算参照表、いまの大臣のお話のように、多数の人間にはまた刷らなければならぬから、また一点は、いまだかつて他の省でも出したことがない、しかし、これは必ずしも秘密書類でないんだから、要求をいたしました私だけなら資料があるから出していいとおつしやつたように承つたのですが、他の委員さんから文句が出なければ私だけでもよろしゅうございまして、一部、あとでけつこうでございまして、お願い申し上げたいと思ひます。出していただけますれば、もうこれで私は質問をやめます。予算上のことで私はあとまたたくさん質問したいことがあるのです、實際言つたら。だから、その資料をひとつお願いいたします。それで私はもうこれでやめます。

○**鈴木国務大臣** ごらんに入れるようにいたしますから……。

○**床次委員長** 本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○**床次委員長** ただいま委員長の手元へ、八木徹雄君外三名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる本案に対する修正案が提出されております。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の三第一項中「学科」の下に「又は商船に関する学科」を加える。

第七十条の四中「五年」を「工業に関する学科については、五年とし、商船に関する学科については、五年六月」に改める。

○床次委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 私は、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表して、修正案について御説明申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

本修正案は、附則におきまして学校教育法の一部を改正しようとするものでありまして、高等専門学校に工業に関する学科のほか商船に関する学科を置くことができるものとし、その修業年限を五年六カ月とするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

(拍手)

○床次委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○床次委員長 これより本案及び修正案について討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、八木徹雄君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○床次委員長 次に、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

學術研究に関する件の調査のため、脳研究に関する問題について参考人から意見を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、日時及び人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、明後二十六日、金曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十九分散会